

事 務 連 絡

令和 6 年 2 月 13 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎 篤男

[公 印 省 略]

令和 6 年度優良木造建築物等整備推進事業の活用見込み
に関する調査について（協力依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建築物の木造化に係る支援制度（令和 6 年度予算）として、「優良木造建築物等整備推進事業」を盛り込んでおり、予算成立後、これらの補助制度により木造建築物等のプロジェクトに対し支援を行うこととしています。

この度、国土交通省より、令和 6 年度予算の適正な執行に向けて、本補助事業への応募件数、補助金要望額のおおよその見込み等を把握するため、補助制度の活用を検討している事業者（元請企業として活用の場合に限る）に対して、活用見込みに関する調査依頼がありました。（※回答期限：令和 6 年 2 月 29 日）

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

（別添 1）20240209_国交省事務連絡

（別添 2）補助事業概要

【参考 URL】

アンケート回答フォーム

<https://forms.office.com/r/fPZDvs6mJ2>

以上

【担当】事業部 川瀬

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

事務連絡
令和6年2月9日

(一社) 全国建設業協会 御中

国土交通省住宅局住宅生産課
木造住宅振興室

令和6年度優良木造建築物等整備推進事業の活用見込みに関する調査へのご協力をお願い

平素より、住宅行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、令和6年度予算案に「優良木造建築物等整備推進事業」（別紙参照）を盛り込んでおり、予算成立後、これらの補助制度により木造建築物等のプロジェクトに対し支援を行う予定です。

国会における予算成立が前提ですが、成立した場合の公募の時期や回数は、令和5年度中に予定を示すことを検討しており、国土交通省としましては、予算の適正な執行が求められる中で補助金要望額のおおよその見込み等を把握したいと考えています。

つきましては、別添様式を基に、貴団体の会員企業様に対し、令和6年度の「優良木造建築物等整備推進事業」の活用の可能性のあるプロジェクトに関する情報提供をいただけるよう、お取り計らい賜りますようお願いいたします。

注：本アンケートは「優良木造建築物等整備推進事業」へのエントリーではありません。これらの事業についての公募は別途行います。今回の調査において情報提供のなかった事業が審査で不利な評価となったり、補助金を受けられないということにはなりません。

注：令和6年度は、令和5年度に対して主に以下の様な要件等の見直しを検討。（別紙参照）

- 先導枠を創設
- 「事務所」の場合の規模要件を「3階以上」から「4階以上」に見直し
- 非住宅の場合の規模要件を「1,000㎡超」から「3,000㎡超」に見直し
- 要件に「再造林・再利用等に資する取組がなされること」を追加
- 省エネ性能に係る要件を「省エネ基準に適合」から「ZEH・ZEB水準に適合」に見直し
- 市街化調整区域であって、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域^{※1}に立地している住宅は補助額を原則半額
- 土砂災害特別警戒区域に加え、災害危険区域^{※2}における住宅は原則、補助対象外

※1 洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。

※2 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）

令和 6 年度優良木造建築物等整備推進事業の活用見込みに関する調査

- 令和 6 年度において優良木造建築物等整備推進事業の活用を検討されている場合は、下記フォームから回答をお願いします。

※建設事業者の方におかれては元請企業として参加している事業で、上記事業の活用を検討されている場合
アンケート回答フォーム（Microsoft Forms）

<https://forms.office.com/r/fPZDvs6mJ2>

- 企業様によっては複数の団体から本依頼がなされる場合がございますが、回答は 1 プロジェクトあたり 1 回で結構です。

※複数のプロジェクトで活用を検討されている場合は、プロジェクトごとに回答をお願いします。

- ご提供いただいた情報は、適切な予算執行に向けた内部検討用に活用するものであり、外部に公表するものではありません。
- 内容確認等のため国土交通省担当者より連絡させていただく場合があります。

質問項目：1.建物名称・プロジェクト名称、2.建設地、3.階数、4.延床面積、5.建設工事費、
6.建設工事費のうち木造部分の金額、7.着工予定時期、8.活用予定の種類、9.その他ご意見・ご要望 等

回答期限：**2月29日(木)18時**

問合せ先：国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 高梨、高橋

E-mail：hqt-mokuzou@ki.mlit.go.jp

電話：03-5253-8111（内線 39413、39455）

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

I. 普及枠

補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 一定規模以上であること
※建築基準法上、耐火構造又は準耐火構造が求められるものに限る
共同住宅・事務所：階数4以上
非住宅(事務所除く)：階数3以上 又は 延べ面積3,000超
- ③ 不特定の者 又は 特定多数の者の利用に供する用途
- ④ 木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑤ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑥ 再造林 又は 再利用等に資する取組がなされること等

補助率・補助上限額

- 補助率
 - 【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内
 - 【建設工事費】 木造化による掛増し費用の1/3以内
又は 建設工事費の7%以内
- 補助上限額 **2億円**

II. 先導枠

補助要件

- ① 防火・構造等に関して先導性を有すること
※有識者委員会により先導性を評価
- ② 普及枠の補助要件を満たすこと

補助率・補助上限額

- 補助率
 - 【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内
 - 【建設工事費】 木造化による掛増し費用の1/2以内
又は 建設工事費の10%以内
- 補助上限額 **3億円**

【補助対象のイメージ】



5階建て共同住宅



11階建て純木造